

人材紹介に関する覚書

〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と、株式会社ジェー・エー・シー（以下「乙」という）とは、甲乙が平成〇年〇月〇日付で締結した労働者派遣個別契約に基づき甲に派遣されていた派遣労働者について、乙の営む職業紹介事業（許可番号：13 - ユ - 306592）により甲が直接雇入れるため、甲が乙に支払う人材紹介の対価に関し、下記の通り合意したので覚書を作成する。

第1条 甲が直接雇入れる対象者は、乙が甲に派遣した以下の派遣労働者とする。

対象者氏名：●● ●●（以下「採用者」という）

第2条 甲が採用者を直接雇入れる期日は、平成〇年〇月〇日付とする。

第3条 甲は、乙が実施した人材紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、乙に以下の通り支払うものとする。紹介手数料には消費税を加算する。

1) 紹介手数料について

本人の理論年収の30%とする。

ただし、理論年収とは

①理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与額」

②月額固定給は毎月固定して支払われるすべてを指す（ただし通勤交通費は除く）

③年棒制の場合は、年棒額を年収（理論年収）とする

2) 支払いについて

甲は、乙の発行する請求書に基づき、採用者が入社した日から翌月末以内に、乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

3) 紹介手数料の返還について

甲の紹介手数料の支払い後に、採用者が甲の責に帰すべき事由によらず、入社後3ヶ月以内に退職した場合、乙は、支払いを受けた紹介手数料の50%を甲に返還する。

第4条 甲及び乙は、採用者の個人情報ならびに甲乙双方の機密事項、または不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。

第5条 本覚書に定めていない事項及び本覚書の規定について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議し決定するものとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

(甲)

(乙) 東京都目黒区東山一丁目2番7号
株式会社ジェー・エー・シー
代表取締役 松村久美子
厚生労働大臣許可番号：13 - ユ - 306592